

トラック運送事業者 各位

公益社団法人青森県トラック協会
会長 森山慶一
(公印省略)

令和 8 年度 青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業 **免許補助金**のご案内

青森県では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、トラックドライバーの高齢化の進行により、将来的なトラックドライバーの不足が懸念されているトラック運送事業者におけるトラックドライバーの確保を図るため、「令和 8 年度青森県トラック運送事業者 人材確保対策支援事業」として、トラック運送事業者に対し、大型免許、中型免許及び牽引免許（以下、「大型免許等」という。）の取得に要する経費の一部を予算の範囲内で補助します。

人材確保支援事業につきましては、青森県から当協会が業務委託を受け、別添「令和 8 年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業 交付要綱」に基づき、申請書類の受付・審査及び補助金の交付を行うこととなりましたので、下記により申請して下さるよう、ご案内いたします。

記

1 用語の定義

(1) トラック運送事業者

次の各号に該当する者であって、貨物自動車運送事業法第 3 条に定める一般貨物自動車運送事業を営業者及び同法第 35 条に定める特定貨物自動車運送事業を営業者のうち、その主な事業として、自ら使用権原を有する車両（被牽引車を除く。）を用いて貨物運送事業を行う者を言う。

- ① 県内に本社を置くトラック運送事業者
- ② 県外に本社を置く法定中小企業者（資本金 3 億円以下又は常時使用する従業員 300 人以下）で、県内に支店・営業所を置くトラック運送事業者

(2) 大型免許等

道路交通法第 84 条第 3 項に規定する大型・中型・けん引免許を言う。

(3) 大型免許等の取得

大型免許等の運転免許証の交付を受けることを言う。

(4) 対象期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日までのことを言う。

2 補助金の対象となる者（補助対象者）

以下の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 対象期間に県内の営業所に勤務する従業員が大型免許等を取得していること
- (2) 対象期間にトラック運送事業者が、(1)の従業員による大型免許等の取得費用を自動車教習所へ支払っていること
- (3) 対象期間に(1)の従業員が県内の営業所にて自動車運転業務に従事していること
- (4) 今後も引き続き事業を継続する意思があること

注意

一度従業員が立て替えた大型免許等の取得費用を、トラック運送事業者が従業員に支払った（立替精算）場合も制度の対象になります。

この場合、(2)は「対象期間に従業員が大型免許等の取得費用を自動車教習所へ支払い、トラック運送事業者が当該費用を対象期間に従業員へ支払っていること」と読み替えていただき、従業員へ支払ったことが確認できる受領書（任意様式）を添付してください。

3 補助金の対象となる経費（補助対象経費）

補助対象経費は、トラック運送事業者が従業員の大型免許等の取得のために自動車教習所へ支払った下記に掲げる経費から、国や市町村、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」と言う。）、公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」と言う。）、からの補助金・助成金の額を差し引いた額とします。

| | | | |
|-------|--------------------|-------|-------|
| 入学金 | 適性検査料 | 学科教習料 | 技能教習料 |
| 特例教習料 | 効果測定料 | 教材費 | 写真代 |
| 検定料 | ※「様式2 内訳書」から確認します。 | | |

注意 以下に掲げる経費は補助対象経費にはなりません。

| | |
|-------------------------|-------------------|
| 従業員が自ら負担した費用(※立替払を除く) | 延長・補修教習料 |
| 免許試験手数料、免許交付手数料 | 仮免許試験手数料、仮免許交付手数料 |
| 金融機関への振込手数料 | 消費税及び地方消費税相当額 |
| 合宿による免許取得の場合における交通費・宿泊費 | |

注意 全ト協や青ト協などの他の公的制度からの補助を受けている又は受ける予定の場合は、補助対象経費から、当該額を除いた額を補助対象経費（自己負担分）の額とします。

(例) 従業員が大型免許を取得（取得費用44万円）し、青ト協から6万円の補助を受けている場合、下図のとおり **38万円**が補助対象経費の額となります。

| | | | | |
|--------------------------------------|---|----------------------|---|------------------------------------|
| 大型免許取得費用 44万円 ※対象外経費を除く | — | 公的制度補助 6万円 | = | 補助対象経費の額 (自己負担額) 38万円 |
|--------------------------------------|---|----------------------|---|------------------------------------|

なお、国や市町村などの補助金・助成金の中には、他の補助金の交付を受ける場合は対象外（併給不可）とされている制度があります。

併給不可の制度の補助金等と本補助金との交付を受けると、一方の補助金の返還が必要になる場合がありますので、他の補助金等の交付を受けようとする場合には併給が可能か必ず確認してください。（青ト協、全ト協の助成金は、本補助金と併給可能です）

（併給不可の制度の一例）

- ・人材開発支援助成金（厚生労働省）
- ・令和8年度十和田市若年者等人材育成支援事業補助金（十和田市）

4 補助金の額

補助金の額は、下記(1)と(2)のいずれか低い方の額とします。

- (1) 補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額（千円未満の端数を切り捨てた額）
- (2) 下記記載の上限額

| 取得区分 | 要件・上限 |
|------|--|
| 大型A | 免許取得日において、19歳以上21歳未満の者の場合 1人当たり28万5千円 |
| 大型B | 免許取得日において、21歳以上36歳未満かつ普通免許等の免許保有期間が3年未満の者の場合 1人当たり26万3千円 |
| 大型C | 上記A及びBのいずれにも該当しない者の場合 1人当たり17万円 |
| 中 型 | 7万円 |
| けん引 | 5万円 |

ただし、トラック運送事業者1者当たりの補助金の額は、従業員3名分を上限とします。

5 申請方法

対象期間に従業員が大型免許等を取得したら、「令和8年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業免許補助金交付申請書（様式1）」に必要事項を記入し、必要書類とともに郵送または持参にて提出してください。

申請様式は、公益社団法人青森県トラック協会ホームページ (<https://aotokyo.or.jp/>) からダウンロードできます。

申請に必要な書類

1. 令和8年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業免許補助金交付申請書（様式1）
2. 令和8年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業免許補助金に関する大型免許等取得費用内訳書（様式2）※ 教習所に発行を依頼してください。
3. 支払いを証する書類（領収書、振込明細書）の写し
4. 雇用保険被保険者通知書の写し
5. 取得運転免許証の写し / 特例教習証明書の写し（特例教習受講の場合）
6. 運転者台帳の写し
7. 貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項に定める令和7年度事業実績報告書の写し
8. 事業継続意思を確認する誓約書（様式3）
9. 振込先口座の金融機関、店名、口座種別、口座番号、口座名義、フリガナが確認できる部分の写し
10. 国の補助金・助成金を受けているまたは受けようとしている場合、当該金額がわかる書類
※ 交付決定書の写し等

6 申請書類提出先

〒030-0111 青森県青森市大字荒川字品川 111-3
公益社団法人青森県トラック協会 免許補助金係

7 申請受付期間

窓口持参の場合・・・令和9年3月1日（月）まで
9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝を除く）

郵送の場合・・・・・・・・令和9年3月1日（月）青ト協 必着

※ 申請金額が予算の範囲を超えた場合は、受付を終了します。

8 免許補助金の交付

申請事業者から提出された申請書類を確認し、審査が完了すれば「交付決定通知書（兼 振込通知書）」を申請事業者宛に送付し、免許補助金の送金となります。

9 申請にあたっての留意事項

- (1) 県内に複数の支店・営業所がある場合は、本社又は主管となる支店・営業所が申請を取りまとめ、一括にて申請してください。
- (2) 提出した申請書類に不備があった場合は、上記7の申請受付期間内に修正したものを提出しなければなりませんので、早めに申請してください。
- (3) 必要に応じて、青森県や青ト協から問い合わせを行うことがあります。

10 交付決定後の返還

提出した申請書類の内容に虚偽があった場合には、交付決定後でもこれを取り消し、免許補助金の返還を求めることとなります。

11 問い合わせ先

公益社団法人青森県トラック協会 免許補助金係
受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝を除く）
電 話：017-729-2000